

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

## Contents

- 中村学園大学・中村学園大学短期大学部との連携が始動！
- 第12回福岡オーガニックマルシェが開催されました  
～ 一般社団法人ジオーガニックデイズ～
- 12月8日は「有機農業の日」です
- みどり認定を受けませんか

## 中村学園大学・中村学園大学短期大学部との連携が始動！

11月13日、九州農政局は中村学園大学・中村学園大学短期大学部と包括的連携協力に関する協定を締結しました。九州農政局として大学との連携協定締結は初めてであり、今後、農林水産業や食品産業などの分野で継続的により綿密な取組を進めていきます。

食料の持続的な供給を行っていくために消費者を含めた幅広い関係者の理解が必要。次世代を担う大学生に農業が抱える課題や施策の理解を深めていただきたい。

九州農政局 北林局長



食料や農業に関する様々な知見をもった九州農政局の皆さま方による学生に対する講義の開催など、持続的な連携・協力を図りたい。

中村学園大学  
中村学園大学短期大学部 久保学長

### Q 連携協定で期待されることは？

大学生になると一人暮らしを始めるなど、「食」を意識する機会が増えると考えられます。

この時期に「食」や「農」に関する情報に触れ、農業への理解を深めることで、行動変容に繋がることを期待しています。

### Q 今後、どんな取組を？

九州農政局職員を講師とした出前授業の開催や農政局が主催する食育推進や和食文化継承のイベントへの学生、教員の参加を考えています。

また、中村学園大学の行う農産物の栄養や機能性に関する研究、農業に関する実地調査に対し、農政局の協力を得たいと考えています。



締結式での記念撮影の様子

## 第12回福岡オーガニックマルシェが開催されました

～ 一般社団法人ジオーガニックデイズ ～

FUKUOKA  
ORGANIC  
Marche

10月20日、秋晴れの下、舞鶴公園三ノ丸広場で（一社）ジオーガニックデイズが運営する「第12回福岡オーガニックマルシェ」が開催されました。当日の様子をお届けします。

### - どんなイベントだったの？

野菜、加工品、お弁当、キッチンカー、雑貨など約70店舗が並びました。また、抽選会やミニトマトすくい、音楽会などの企画も行われ多くのお客様で賑わい、盛り上がっていました。

今回のマルシェのテーマは「世界のオーガニック」。学生スタッフによる世界のオーガニック事情を記載したパネルの展示、各国のオーガニック商品も並び、買い物を楽しみながら学べる内容となっていました。



◀マルシェの様子

### - (一社)ジオーガニックデイズとは？

たくさんの人にオーガニックの価値を伝え、その文化と一緒に育んでいきたいという思いで2019年から福岡オーガニックマルシェを年数回開催しています。

マルシェでは「オーガニックをもっと日常に」をコンセプトに有機農産物などの農産物や加工品を販売するお店が集まります。これまでオーガニックに縁が無かった方でも気軽に立ち寄って対話をしながら商品を手に取っていただくことで、オーガニックを身近に感じてもらう機会を提供しています。



△オリジナルグッズのサコッシュ

福岡オーガニックマルシェ



## 12月8日は「有機農業の日」です

有機農業推進法が成立してから10周年を記念し、2016年に、12月8日が記念日「有機農業の日」として制定されました。

12月8日を日本の農業の未来について考える1日にしませんか？

▷HP <https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuki1208/yukinohi.html>

県内情報

OREC green lab 福岡

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yuki1208/attach/pdf/shopefforts-3.pdf>

オーガニックデイ  
12月8日は「有機農業の日」



## みどり認定を受けませんか

みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度「みどり認定」がスタートしています。

認定を受けるには？

- ①制度の活用・取組内容の検討
- ②環境負荷低減事業活動実施計画の作成
- ③都道府県による審査・認定

メリット措置は？

- ・設備投資の際の所得税・法人税が優遇
- ・国庫補助金の採択での優遇
- ・日本政策金融公庫の無利子融資等の活用

(計画書の提出は最寄りの福岡県農林事務所が窓口です。)

※環境保全型農業直接支払交付金等は令和7年度に見直しを行った上で、令和9年度を目標に、みどり認定を受けた農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。

環境負荷低減事業活動  
実施計画書の記載  
例は農水省HPに掲載。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/sei/saku/midori/attach/pdf/houritsu-197.pdf>

【お問合せ先】

九州農政局福岡県拠点地方参事官室  
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261 (代表)  
<https://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>

